



児童手当の申請はお済みですか？ 児童手当制度が拡充されました

問 こども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分（令和6年12月支給分）より児童手当制度が拡充されました。拡充後の手当を受給するためには申請が必要な場合がありますのでご確認ください。

【申請が不要な方】

児童手当等を現在受給中の方

【申請が必要な方】

・所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっていた方

・令和6年度の現況届の審査にて、所得超過などを理由に資格喪失となった方

・高校生年代の子のみを養育している方

・別世帯の高校生年代の子を養育している方

育している方

・大学生年代の子を養育しており、大学生年代の以下の子が3人以上いる方

【申請期限】

令和7年3月31日(月)

※芝山町から児童手当などを受給されている世帯や芝山町に住民票のある高校生以下の子がいる世帯へは8月下旬にお知らせを送付しました。状況により提出書類が異なります

公民館図書室

問 中央公民館 ☎77-0066

中央公民館図書室からおすすめの図書を紹介します。
インターネット検索や図書のリクエスト、県立図書館からの本取り寄せもできますので、ご利用ください。

☆新着図書の紹介

■おなかのこびと おくちのこびと

作：よしむら あきこ

出版社：教育画劇

■生きのびるための事務

著者：道草 晴子

出版社：マガジンハウス

■サンショウウオの四十九日

著者：朝比奈 秋

出版社：新潮社

☆今月の図書室のおはなし会

おはなし会では、毎月第2土曜日に絵本の読み聞かせを行っています。

図書室にある本の中から好きな絵本を選んで、親子で楽しみましょう。

■期日 12月14日(土)

■時間 午前10時30分～
(1時間程度)

■対象者

未就学児から小学校低学年まで
(保護者同伴)

☆リサイクル図書の無料配布について

図書室で貸出をしていたりリサイクル図書を無料配布します。

■期間 12月3日(火)～15日(日)
※配布図書がなくなり次第終了します。

■場所 中央公民館



共働き家庭を応援 学童クラブ入所受付のお知らせ

問 こども教育課 学校教育係 ☎77・1861

令和7年度の学童クラブ入所受付を次のとおり実施します。入所を希望する方は、内容を確認し、必ず受付期間中に申請してください。

■入所対象者

次の①～③のいずれかの要件に当てはまる児童のうち、保護者の就労や疾病などにより日中保護者が自宅にいない児童

【要件】

①芝山町内に住所がある児童

②芝山小学校に就学中の児童

③芝山小学校に就学予定の児童

■申込書の配布・受付期間

令和6年12月2日(月)～

令和7年1月10日(金)

※期限は厳守してください。

■申込書配布・受付場所

・学校教育係窓口

・学童クラブ

※申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

■注意事項

今年度入所している児童で、引き続き入所を希望する場合も再度の申し込みが必要です。

■その他

春休み、夏休み、冬休みの入所

受付も同時に行っています。

■開所時間

【学校開校日】

授業終了後～午後6時

※延長利用は午後7時までです。

【学校休業日】

午前9時～午後6時

※延長利用は午前7時30分～8時30分、午後6時～7時です。

■休所日

日曜日、祝日、年末年始

※風水害や地震などの災害の発生、感染症などの理由で小学校が休校となった際には、休所する場合があります。



ので、制度の詳細については送付した通知またはホームページをご確認ください。
※公務員の方は職場へご確認ください。

	改訂前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	15歳到達後の最初の年度末まで	18歳到達後の最初の年度末まで
所得制限	あり	なし
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生：10,000円 ・所得制限限度額以上：5,000円 ・所得上限限度額以上：支給なし	・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払期月	3回(2月、6月、10月)	6回(偶数月)

【支給日および支払通知書について】
令和7年4月支給分から支給日が支払期月の11日(令和7年2月支給分までは5日)となり、支払通知書については、令和7年4月支給分から廃止となります。



児童扶養手当 所得制限限度額等が変更となりました

問 こども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

児童扶養手当法等の一部が改正され、令和6年11月分(令和7年1月支給分)から所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられました。

【所得制限限度額について】

受給資格者本人の所得制限限度額が変更となりました。なお、扶養義務者などについては変更ありません。

【第3子以降の加算額について】

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額となりました。

令和6年10月分まで
全部支給 6,450円
一部支給 6,440円
→ 3,230円
(所得に応じて決定されます)

令和6年11月分から
全部支給 10,750円
一部支給 10,740円
→ 5,380円
(所得に応じて決定されます)

(単位：円)

全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)					一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)				扶養義務者等	
扶養する児童等の数	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース		収入ベース	所得ベース
	R6.10月分まで	R6.11月分から	R6.10月分まで	R6.11月分から	R6.10月分まで	R6.11月分から	R6.10月分まで	R6.11月分から		
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000